大 手 前 短 期 大 学 学 則(案)

（令和２年４月１日改正）

学 校 法 人　大 手 前 学 園

大手前短期大学学則（案）

（令和２年４月１日改正）

第１章　　総　則

（目　的）

第１条　本学は、情操豊かな教養ある人格の完成を目指した学園創立の精神に基づき、専門の学芸を教授研究し、職業及び実際生活に必要な能力を育成し、もって社会の発展に貢献し得る人材を教育することを目的とする。

（自己評価）

第２条　本学は、教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

２　前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制については、別に定める。

第２章　　学科、学生定員及び修業年限

（学科及び学生定員）

第３条　本学において設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。

学　科	入学定員	収容定員
ライフデザイン総合学科	１５０人	３００人
歯科衛生学科	７０人	２１０人

（養成する人材等）

第３条の２　本学各学科における養成する人材等は、次のとおりとする。

（１）ライフデザイン総合学科は、多様な領域を教育研究の対象とし、現代の社会をよりよく生きるための実務的教養を学修し、なりたい自分になるための人生設計と自律的行動のできる人材を養成することを目的とする。

（２）　歯科衛生学科は、歯科衛生士の業務に確実に対応できる専門的知識の修得と併せ、幅広い視野から健康を捉え、口腔ケアのための確かな技術とヒューマン・ケア能力を身につけた歯科衛生の専門家を養成することを目的とする。

（修業年限）

第４条　本学の修業年限は、ライフデザイン総合学科は２年、歯科衛生学科は３年とする。

２　ライフデザイン総合学科の学生は４年、歯科衛生学科の学生は６年を超えて在学することはできない。

３　ライフデザイン総合学科では、前２項の修業年限及び在学年限を超えて在学し、単位を修得し卒業する者を長期履修生とする。長期履修生に関する修業年限は３年とし、在学年限については６年以内とする。その他、長期履修生に関して必要な事項は、別に定める。

第３章　　学年、学期及び休業日

（学　年）

第５条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（学　期）

第６条　学年を次の２学期に分ける。

春学期　　４月１日から９月２０日まで

秋学期　　９月２１日から翌年３月３１日まで

（休業日）

第７条　休業日は、次のとおりとする。

（１）日曜日

（２）国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

（３）学園開学記念日　　１０月２６日

（４）夏季休業日　　８月１日から９月２０日まで
（５）冬季休業日　　１２月２４日から翌年１月７日まで
（６）春季休業日　　３月２１日から３月３１日まで
２　必要がある場合、前項の休業日を臨時に変更し、また臨時の休業日を定めることができる。

第４章　入学、留学、転学、休学、復学、退学及び除籍

（入学の時期）
第８条　入学の時期は学年の初めとする。
２　前項の他にも、必要と認めた場合は、学期の区分に従い、入学することができる。
（入学資格）
第９条　本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
（１）高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
（２）通常の課程による１２年の学校教育を修了した者
（３）外国において、学校教育における１２年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
（４）文部科学大臣が高等学校の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
（５）専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
（６）文部科学大臣の指定した者
（７）高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧：大学入学検定試験に合格した者を含む。）
（８）本学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、１８歳に達した者
（入学の出願）
第１０条　本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類及び入学検定料等については、別に定める。
２　すでに納めた入学検定料については、原則として返還しない。
（入学の選考）
第１１条　前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。
（入学手続及び入学許可）
第１２条　前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の書類を提出するとともに、所定の入学金、授業料及びその他の学費を指定された期日までに納付しなければならない。
２　前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。
（保証人）
第１２条の２　保証人は、保護者又は独立の生計を営む者で、確実に保証人としての責務を果たすことのできる者でなければならない。
２　保証人は、保証する学生の在学中その一身に関する一切の責務を果たさなければならない。
３　保証人が死亡し、又はその他の事由で責務を果たすことのできない場合は、直ちに新たな保証人を定めて届け出なければならない。
４　保証人が住所、氏名等を変更したときは、直ちにその旨を届け出なければならない。
（留　学）
第１３条　第２９条第２項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学を希望する者は、その許可を受けなければならない。
２　前項により留学した期間は、第４条の修業年限及び在学年限に算入する。
３　留学に関し必要な事項は、別に定める。

（転　学）

第１４条　他の短期大学等から本学に転学を志願する者があるときは、選考の上、転学を許可することがある。

２　前項の規定により転学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て決定する。

（休　学）

第１５条　傷病その他やむを得ない事由により３ヵ月以上修学することのできない者は、その事実を証明する書類を添えて、保証人連署の休学願を提出し、許可を得て休学することができる。

２　休学の期間は６ヵ月又は１年とする。ただし、特別の事情がある場合は、引き続き１年以内の期間の休学を許可することができる。

３　休学の期間は、通算して２年を超えることができない。また、長期履修生は通算して３年を超えることができない。

４　休学の期間は、第４条第２項及び第４条第３項の在学年限に算入しない。

（復 学）

第１６条　休学の理由が消滅し、復学を希望する者は、保証人連署の復学願を提出し、許可を得て復学することができる。

（退　学）

第１７条　退学しようとする者は、その理由を付し、保証人連署の退学願を提出し、許可を受けなければならない。

（再入学）

第１７条の２　所定の手続きを経て退学した者及び次条（第１号を除く）により除籍された者が、再入学を志望するときは、保証人連署の再入学願を提出し、許可を得て再入学することができる。

（除籍）

第１８条　次の各号の一に該当する者は、除籍する。

（１）第４条第２項及び第４条第３項に定める在学年限を超えて、なお退学しない者

（２）休学期間を終了して、復学、退学又は休学の延長をしない者

（３）第１５条第３項に定める休学の期間を超えて、なお復学又は退学しない者

（４）授業料及びその他の学費を納付しない者

（５）長期間にわたり行方不明の者

第５章　教育課程

（授業科目及び単位数）

第１９条　授業科目は、共通教育科目及び専門教育科目に区分する。

２　前項の授業科目及び単位数等は、別表１のとおりとする。

３　第２項に規定するものの他、教育上必要があるときは、授業科目を特設し開講することがある。

（単位の計算方法）

第２０条　各授業科目の単位数は、１単位の授業科目を４５時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

（１）講義及び演習については、１５時間の授業をもって１単位とする。ただし、授業科目によっては、３０時間の授業をもって１単位とする。

（２）実験・実習及び実技については、３０時間の授業をもって１単位とする。ただし、授業科目によっては、４５時間の授業をもって１単位とする。

（３）１つの授業科目について、複数の授業の方法の組み合わせによって行われる場合は、前２号に規定する基準を考慮して別に定める時間数をもって１単位とする。

（４）前号までの規定にかかわらず、卒業制作、卒業研究等の授業科目については、これに必要な学修等の成果を考慮して単位数を別に定める。

（授業の方法）

第２０条の２　授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

２　前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外での場所で履修させることがある。

３　前項の授業の方法により、修得する単位数は、ライフデザイン総合学科については３０単位、歯科衛生学科については４６単位を超えないものとする。

４　第２項の授業を行う授業科目については、別に定める。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第２０条の３　本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を定期的に実施するものとする。

（成績評価）

第２１条　学年末又は学期末において、所定の履修科目について、試験の上成績評価を行う。ただし、第２０条第４号の授業科目については、短期大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

第２２条　削除

第２３条　履修科目の成績評価は、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ及びＦの５段階に分け、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄの評価を受けた科目については、所定の単位を与える。Ｆの評価を受けた科目については、単位を与えない。

２　前項の成績評価によりＧＰＡを算出し、成績管理、進級判定に適用する。

３　評価の基準等は別に定める。

第６章　　卒業等

（卒業の要件）

第２４条　卒業するためには、ライフデザイン総合学科の学生は２年以上在学し、別表１に掲げる授業科目の中から、同表に定める履修方法に従い、６２単位以上を修得し、歯科衛生学科の学生は３年以上在学し、別表１に掲げる授業科目の中から、同表に定める履修方法に従い、１０４単位以上を修得しなければならない。

（卒　業）

第２５条　第４条に定める修業年限以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位を修得した者については、教授会の議を経て卒業を認定する。

（学　位）

第２６条　前条により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

２　前項に定める学位の種類は、次のとおりする。

学　科	学　位
ライフデザイン総合学科	短期大学士（ライフデザイン）
歯科衛生学科	短期大学士（歯科衛生学）

（資格の取得）

第２７条　削除

第２８条　本学において取得できる職業に関する称号及び資格の種類は、次のとおりとする。

学科	取得できる職業に関する称号及び資格

ライフデザイン総合学科	ビジネス実務士 プレゼンテーション実務士 情報処理士
歯科衛生学科	歯科衛生士国家試験受験資格

（職業に関する称号）

第２８条の２　本学において、職業に関する称号を得ようとする者は、それぞれの称号認定課程所定の科目の単位を修得しなければならない。

（歯科衛生士国家試験受験資格）

第２８条の３　歯科衛生士国家試験の受験資格を得ようとする者は、第２４条に定める卒業の要件を充足するとともに、歯科衛生士法に基づく歯科衛生士学校養成所指定規則に定める単位を修得しなければならない。

（他の短期大学又は大学における授業科目の履修等）

第２９条　本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学前及び入学後に他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を合わせて、ライフデザイン総合学科については３０単位、歯科衛生学科については４６単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定は、学生が、外国の短期大学又は大学に留学する場合、外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の短期大学又は大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（短期大学又は大学以外の教育施設等における学修）

第３０条　本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

２　前項により与えることのできる単位数は、前条により修得したものとみなす単位数と合わせて、ライフデザイン総合学科については３０単位、歯科衛生学科については４６単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第３１条　本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　学生が入学する前に行った前条第１項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

３　前２項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第２９条第１項及び第３０条第１項と合わせて、ライフデザイン総合学科については３０単位、歯科衛生学科については４６単位を超えないものとする。

第７章　入学金、授業料及びその他の学費

（入学金、授業料及びその他の学費）

第３２条　本学の入学金、授業料及びその他の学費の額は、別表２のとおりとする。

２　すでに納めた入学金、授業料及びその他の学費は、原則として返還しない。

３　前２項に定めるその他の学費については、別に定める。

（授業料及びその他の学費の納入期）

第３３条　授業料及びその他の学費は、入学手続として納付される期の分を除き、所定の期日までに納付しなければならない。

（退学する場合の学納金）

第３４条　学期の途中で退学する者の当該期分の授業料及びその他の学費は納付しなければならない。

（休学の場合の学納金）

第３５条　休学期間中は、在籍料として別表２に定める額を徴収し、これ以外の授業料及びその他の学費は徴収しない。ただし、学期の途中において休学する場合は、当該学期の授業料及びその他の学費は納付しなければならない。

２　外国からの留学生の兵役等当該国の法律による休学の場合の学費については､別に定める。

第８章　科目等履修生、特別聴講学生、聴講生

（科目等履修生）

第３６条　本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて教授会の議を経て科目等履修生として履修を許可することがある。

２　科目等履修生には、本学則第２１条及び第２３条の規定を準用して単位を与えることができる。

３　科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

（特別聴講学生）

第３６条の２　他の大学又は短期大学の学生で、本学において特定の授業科目についての履修を志願する者があるときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として授業の履修を許可することがある。

２　科目等履修生に関する規定は、特別聴講学生に準用する。

（聴講生）

第３６条の３　本学において、特定の授業科目について聴講を希望する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り､選考の上､聴講生として授業の聴講を許可することができる。

２　聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

第９章　賞罰

（表 彰）

第３７条　学業が特に優秀な者又は、学生として表彰に値する行為があった者は教授会の議を経て、褒賞することができる。

（懲 戒）

第３８条　本学学生が学則その他本学の定める諸規則を守らず、学生の本分に反する行為があったときは、教授会の議を経て懲戒処分を行うことがある。

２　懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とし、処分の手続きについては別に定める。

３　前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

（１）性行不良で改善の見込がないと認められる者

（２）学力劣等で成業の見込がないと認められる者

（３）正当な理由なしに出席が常でない者

（４）本学の秩序を乱し、学生としての本分に反した者

第１０章　　職員組織

（職　員）

第３９条　本学に次の職員を置く。

（１）学長、副学長、学科長、図書館長、教務部長、学生部長、アドミッションズオフィス部長、キャリアセンター部長

（２）教授、准教授、講師、助教、助手（教育)、教務職員

（３）事務職員、業務職員、その他必要な職員

２　学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する。

３　副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

（研修の機会等）
第３９条の２　本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第２０条の３に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

第１１章　　教授会

（構　成）
第４０条　本学に教授会を置く。
２　教授会は、学長、副学長、学科長、教授、准教授、講師をもって構成する。
３　教授会には、助教及び助手（教育）を加えることができる。
４　理事長は、教授会に出席して、意見を述べることができる。
（招　集）
第４１条　教授会は、学長が招集する。
（任　務）
第４２条　教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
（１）学生の入学、卒業及び課程の修了
（２）学位の授与
（３）前２号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
２　教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
３　教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第１２章　教学運営評議会

（構　成）
第４３条　本学に教学運営評議会を置く。
２　教学運営評議会は、学長、副学長、学科長、図書館長、教務部長、学生部長、アドミッションズオフィス部長、キャリアセンター部長及び学長が指名する教職員若干名をもって構成し、学長が議長となる。
３　理事長は、教学運営評議会に出席して、意見を述べることができる。
（教学運営評議会の任務）
第４４条　教学運営評議会は、学長の諮問に応じて次の事項を審議する。
（１）重要な制度及び規則の制定、改廃に関する事項
（２）重要な施設の設置廃止に関する事項
（３）短大及び教員の人事に関する事項
（４）学科及び教育課程に関する事項
（５）将来計画に関する事項
（６）短大評価及び自己点検評価に関する事項
（７）その他短大全般の運営に関する重要事項
２　教学運営評議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第１３章　付属施設等

（図書館）
第４５条　本学に図書館を置く。
２　図書館の運営に関し必要な事項は、別に定める。
（学生寮）

第４６条　本学に学生寮を置く。
２　学生寮に関し必要な事項は、別に定める。
（健康相談室）
第４７条　本学に学生、教職員の保健管理を行うために健康相談室を置く。

附　　則
１　本学則は昭和２６年４月１日より実施する。

附　　則
１　本学則は昭和３５年４月１日より実施する。

附　　則
１　本学則は昭和４４年４月１日より実施する。

附　　則
１　本学則は昭和４８年４月１日より実施する。

附　　則
１　本学則は昭和５１年４月１日より実施する。

附　　則
１　本学則は昭和６１年４月１日より実施する。

附　　則
１　本学則は平成元年４月１日より実施する。

附　　則
１　本学則は平成２年４月１日より実施する。

附　　則
１　本学則は平成３年４月１日より実施する。
ただし、平成２年度以前の入学生については、なお従前のとおりとする。
２　第３条に規定する学生定員は、平成１２年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科・専攻	平成３年度		平成４年度～平成１１年度		平成１２年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生活文化学科	450 人	750 人	450 人	900 人	300 人	750 人
秘書科	160 人	240 人	160 人	320 人	80 人	240 人

附　　則
１　本学則は平成４年４月１日より実施する。
ただし、平成３年度以前の入学生については、従前のとおりとする。

附　　則
１　本学則は平成６年４月１日より実施する。
ただし、平成５年度以前の入学生については、従前のとおりとする。

附　　則

1　本学則は平成７年４月１日より実施する。
2　ただし、平成７年度以前の入学生については、従前のとおりとする。

附　　則

1　本学則は平成８年４月１日より実施する。
2　平成８年３月３１日現在在学する学生については、なお従前のとおりとする。

附　　則

1　本学則は平成９年４月１日より実施する。
2　平成９年３月３１日現在在学する学生については、なお従前のとおりとする。
3　第３条に規定する学生定員は、平成１２年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科・専攻	平成９年度		平成１０年度～平成１１年度		平成１２年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生活文化学科	370 人	820 人	370 人	740 人	220 人	590 人
秘書科	240 人	400 人	240 人	480 人	160 人	400 人

附　　則

1　本学則は平成１０年４月１日より実施する。
2　平成１０年３月３１日現在在学する学生については、なお従前のとおりとする。

附　　則

1　本学則は平成１１年４月１日より実施する。
2　平成１１年３月３１日現在在学する学生については、なお従前のとおりとする。

附　　則

1　本学則は平成１２年４月１日より実施する。
2　平成１２年３月３１日現在在学する学生については、なお従前のとおりとする。
3　第３条に規定する学生定員は、平成１６年までの間は、次のとおりとする。

年度 学科・専攻	平成１１年度		平成１２年度		平成１３年度		平成１４年度		平成１５年度		平成１６年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生活文化学科	370 人	820 人	355 人	725 人	340 人	695 人	325 人	665 人	310 人	635 人	295 人	605 人
秘書科	240 人	400 人	－	240 人	－	－	－	－	－	－	－	－

附　　則

1　本学則は平成１３年４月１日より実施する。
2　平成１３年３月３１日現在在学する学生については、なお従前のとおりとする。
3　第３条に規定する学生定員は、平成１４年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科・専攻	平成１１年度		平成１２年度		平成１３年度		平成１４年度以降	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生活文化学科	370 人	820 人	355 人	725 人	295 人	650 人	295 人	590 人
秘書科	240 人	400 人	－	240 人	－	－	－	－

附　　則

１　本学則は平成１４年４月１日より実施する。

２　平成１４年３月３１日現在在学する学生については、なお従前のとおりとする。

附　　則

１　本学則は平成１５年４月１日より実施する。

２　平成１５年３月３１日現在在学する学生については、なお従前のとおりとする。

附　　則

１　本学則は平成１６年４月１日より実施する。

２　平成１６年３月３１日現在在学する学生については、なお従前のとおりとする。

附　　則

１　本学則は平成１７年１０月１日より実施する。　ただし、第２４条については平成１７年３月３１日現在在学する学生は従前のとおりとする。

附　　則

１　本学則は平成１９年４月１日より施行する。

附　　則

１　本学則は平成２０年４月１日より施行する。

２　本学則改正による在籍料の変更（第４８条）に伴い、平成１９年度以前の入学者についても、規定の相当額を準用する。

附　　則

１　本学則は平成２１年４月１日より施行する。

ただし、第１９条第２項に定める別表１に係わる変更は、平成２０年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附　　則

１　本学則は平成２２年４月１日より実施する。

ただし、第２４条第１項第１号及び第３号については、平成２２年３月３１日現在在学する学生は従前のとおりとする。

附　　則

１　本学則は平成２３年４月１日より実施する。

２　第１９条第２項に定める別表１に係る変更は、平成２２年度以前の入学生については、なお従前のとおりとする。

附　　則

1　本学則は平成２４年４月１日より実施する。
　ただし、第２８条第１項については、平成２４年３月３１日現在在学する学生は従前のとおりとする。

附　　則

1　本学則は平成２５年４月１日より実施する。
　ただし、第２８条第２項については、平成２５年３月３１日現在在学する学生は従前のとおりとする。

附　　則

1　本学則は平成２６年４月１日より実施する。

附　　則

1　この学則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　　則

1　この学則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　　則

1　この学則は、平成２９年４月１日から施行する。
　ただし、別表１及び別表２の規定は、平成２８年度以前の入学者については、なお従前の例による。
2　前項ただし書の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、別表１に掲げる授業科目を平成２８年度以前の入学者に履修させることができる。

附　　則

1　この学則は、平成３０年４月１日から施行する。
　ただし、別表１及び別表２の規定は、平成２９年度以前の入学者については、なお従前の例による。
2　前項ただし書の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、別表１に掲げる授業科目を平成２９年度以前の入学者に履修させることができる。

附　　則

1　この学則は、平成３１年４月１日から施行する。
　ただし、別表１及び別表２の規定は、平成３０年度以前の入学者については、なお従前の例による。
2　前項ただし書の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、別表１に掲げる授業科目を平成３０年度以前の入学者に履修させることができる。

附　　則

1　この学則は、令和２年４月１日から施行する。
　ただし、別表１及び別表２の規定は、平成３１年度以前の入学者については、なお従前の例による。
2　前項ただし書の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、別表１に掲げる授業科目を平成３１年度以前の入学者に履修させることができる。

［別表１］（ライフデザイン総合学科）

区分	授業科目	単位		備考
		必修	選択	
共通教育科目	ライフデザイン	1		
	コンピュータ演習	1		
	フォーラムＡ	1		
	フォーラムＢ	1		
	基礎英語		1	いずれか１単位選択必修
	日本語表現法		1	
	キャリアデザイン		2	いずれか２単位選択必修
	キャリアプランニング		2	
	キャリアベーシック		2	
	Word演習		2	別に定めるところにより４単位選択必修
	Excel演習		2	
	簿記Ⅰ		2	
	簿記Ⅱ		2	
	販売論		2	
	販売実務		2	
	キャリア特講Ａ		1	
	キャリア特講Ｂ		1	
	インターンシップⅠ		1	
	インターンシップⅡ		1	
	インターンシップⅢ		1	
	インターンシップⅣ		1	
	基礎数学		2	
	生命科学		2	
	哲学		2	
	日本史		2	
	人権の歴史		2	
	経済の基礎		2	
	家庭の経済		2	
	売買の法律		2	
	家族の法律		2	
	ＭＣ演習		2	
	ヨーガ＆ピラティス実習		1	
	健康スポーツ		1	
	トレンドダンス		1	
	社会貢献活動Ⅰ		1	
	社会貢献活動Ⅱ		1	
	社会貢献活動Ⅲ		1	
	社会貢献活動Ⅳ		1	
	地域貢献演習Ａ		2	
	地域貢献演習Ｂ		2	
	マーケティング基礎		2	
	歯と健康		2	
	Grammar Ⅰ		1	
	Grammar Ⅱ		1	
	Communication Strategies Ⅰ		2	
	Writing for Communication Ⅰ		2	
	Presentation Ⅰ		2	
	Communication Strategies Ⅱ		2	
	Writing for Communication Ⅱ		2	
	Presentation Ⅱ		2	
	Communication：Theory & Practice Ⅰ		2	
	English & the Media Ⅰ		2	
	Today's World Ⅰ		2	
	Presentation：Theory & Practice Ⅰ		2	
	English in Films Ⅰ		2	
	Communication：Theory & Practice Ⅱ		2	
	English & the Media Ⅱ		2	
	Today's World Ⅱ		2	
	Presentation：Theory & Practice Ⅱ		2	
	English in Films Ⅱ		2	
	Discussion & Debate Ⅰ		2	
	Advanced Writing Ⅰ		2	
	Advanced Reading Ⅰ		2	
	Critical Thinking & Presentation Ⅰ		2	
	Advanced Vocabulary & Note-taking Ⅰ		2	
	Discussion & Debate Ⅱ		2	
	Advanced Writing Ⅱ		2	
	Advanced Reading Ⅱ		2	
	Critical Thinking & Presentation Ⅱ		2	
	Advanced Vocabulary & Note-taking Ⅱ		2	

［別表１］（ライフデザイン総合学科）

区分		授業科目	単位		備考
			必修	選択	
専門教育科目	共通科目	ゼミナールＡ	1		
		ゼミナールＢ	1		
	ファッションビジネスコース	ファッションビジネス論		2	
		ショップ・ブランド企画		2	
		ファッションコーディネイト		2	
		ファッションビジネス実務		2	
		アパレル管理学		2	
		アパレル商品の知識		2	
		ﾄﾚﾝﾄﾞﾌｧｯｼｮﾝﾋﾞｼﾞﾈｽ演習（ﾈｲﾙ）		2	
		ショップマネジメント		2	
		ショップディスプレイ		2	
		ブライダル基礎演習		2	
		ブライダル総論Ⅰ		2	
		ブライダル総論Ⅱ		2	
		ブライダルプロデュース演習		2	
		ブライダルコーディネイト実習		2	
		スキンケア概論		2	
		メイクアップ知識		2	
		メイクアップ実習		2	
		メイクアップマナー演習		2	
		フォト＆ステージメイク		2	
		プロフェッショナルメイク		2	
		ヘアスタイリング演習		2	
		ドレスメイキングＡ		2	
		ドレスメイキングＢ		2	
		服飾文化史		2	
		ファッションクラフト演習		2	
		ファッションドローイング		2	
		リメイクファッション実習		2	
	建築・インテリアコース	住居学		2	
		測量実習		2	
		インテリア計画		2	
		住まいづくりの技術		2	
		ハウスプランニングⅠ		2	
		ハウスプランニングⅡ		2	
		ハウスプランニングⅢ		2	
		ハウスプランニングⅣ		2	
		住生活論		2	
		住宅構造学Ⅰ		2	
		住宅構造学Ⅱ		2	
		住宅材料学		2	
		建築の歴史		2	
		住関連法規		2	
		住宅設備		2	
		ハウジングＣＡＤⅠ		2	
		ハウジングＣＡＤⅡ		2	
		住まいの環境と管理		2	
		住宅施工		2	
		人と環境		2	
		インテリアデザイン		2	
		インテリアエレメント		2	
		インテリアパース		2	
		インテリアＣＡＤⅠ		2	
		インテリアＣＡＤⅡ		2	
		インテリア実務		2	
		インテリア実習		2	
	心理・福祉コース	心理学		2	
		ストレスマネジメント演習		2	
		ダンスセラピー演習		2	
		ミュージックセラピー演習		2	
		健康心理学		2	
		自己理解の心理学		2	
		恋愛の心理学		2	
		カウンセリング演習		2	
		福祉概論		2	
		住環境と用具の活用		2	
		リハビリテーション概論		2	
		福祉演習－手話－		2	
		介護演習Ⅰ		2	
		介護演習Ⅱ		2	
		介護福祉概論		2	

［別表１］（ライフデザイン総合学科）

区分		授業科目	単位		備考
			必修	選択	
	アート＆Ｗｅｂデザインコース	デッサン		2	
		ビジュアルアートＡ		2	
		ビジュアルアートＢ		2	
		デザイン・基礎演習Ａ		2	
		デザイン・基礎演習Ｂ		2	
		ビジュアルデザイン		2	
		イラストレーション		2	
		クリエイティブデザイン		2	
		HTML演習		2	
		スマートフォンアプリ開発演習		2	
		Webコンテンツ制作演習		2	
		プログラミング演習		2	
		ＣＧ演習Ⅰ		2	
		ＣＧ演習Ⅱ		2	
		色彩学Ⅰ		2	
		色彩学Ⅱ		2	
		マンガ発想技法Ⅰ		2	
		マンガ発想技法Ⅱ		2	
		マンガ・アニメーション表現基礎Ⅰ		2	
		マンガ・アニメーション表現基礎Ⅱ		2	
		映像アニメーション入門Ⅰ		2	
		映像アニメーション入門Ⅱ		2	
		カメラ演習		2	
	ビジネス・医療事務コース	ビジネス実務総論Ａ		2	
		ビジネス実務総論Ｂ		2	
		ビジネス実務演習Ａ		2	
		ビジネス実務演習Ｂ		2	
		ビジネス文書		2	
		企業と会計		2	
		接客実務演習		2	
		医療業界と保険制度		2	
		カルテ管理と会計		2	
		医療事務と情報管理		2	
		医療現場の文書		2	
		医療関連法規		2	
		プレゼンテーション概論		2	
		プレゼンテーション演習		2	
		情報プレゼンテーション演習		2	
		ＩＴ概論Ａ		2	
		ＩＴ概論Ｂ		2	
		ＩＴ概論Ｃ		2	
		Expert Word･Excel演習		2	
	英語・観光ビジネスコース	Basic CommunicationＡ		2	
		Basic CommunicationＢ		2	
		Basic ReadingＡ		2	
		Basic ReadingＢ		2	
		Basic WritingＡ		2	
		Basic WritingＢ		2	
		ワールドウォッチング		2	
		カルチャーコミュニケーション		2	
		ビジネス英語		2	
		観光英語		2	
		トラベルホスピタリティ		2	
		イベントプランニング演習		2	
		Basic ListeningＡ		2	
		Basic ListeningＢ		2	
		Current Topics Ａ		2	
		Current Topics Ｂ		2	
		Active Vocabulary Ａ		2	
		Active Vocabulary Ｂ		2	
		国際理解Ⅰ		1	
		国際理解Ⅱ		1	
		国際理解Ⅲ		1	
		国際理解Ⅳ		1	
		世界と観光		2	
		TOEIC[TOEFL]		2	

［別表１］（ライフデザイン総合学科）

区分		授業科目	単位		備考
			必修	選択	
	スイーツ学・食文化コース	食環境論		2	
		食と文化		2	
		調理実習Ａ		2	
		調理実習Ｂ		2	
		食と健康		2	
		調理科学		2	
		フードコーディネイト論		2	
		製菓学概論		2	
		洋菓子実習基礎Ⅰ		2	
		洋菓子実習基礎Ⅱ		2	
		和菓子・製パン実習基礎		2	
		食品衛生学		2	
		食品・栄養学		2	
		製菓理論		2	
		カフェ＆ティー実習		2	
		製菓特講		6	
		スイーツビジネス		2	
		カフェビジネス		2	
	留学生日本語コース	日本語会話演習Ⅰ		2	
		日本語会話演習Ⅱ		2	
		日本語読解演習Ⅰ		2	
		日本語読解演習Ⅱ		2	
		日本語文法演習Ⅰ		2	
		日本語文法演習Ⅱ		2	
		日本語作文演習Ⅰ		2	
		日本語作文演習Ⅱ		2	
		日本語総合演習ⅠＡ		2	
		日本語総合演習ⅠＢ		2	
		日本語総合演習ⅠＣ		2	
		日本語総合演習ⅠＤ		2	
		日本語総合演習ⅠＥ		2	
		日本語総合演習Ⅱ		2	
卒業要件		・共通教育科目から必修科目4単位を含め7単位以上修得 ・共通教育科目から「Word演習」及び「Excel演習」の4単位、または「簿記Ⅰ」及び「簿記Ⅱ」の4単位、または「販売論」及び「販売実務」の4単位のいずれかを修得 ・専門教育科目から必修科目2単位修得 ・専門教育科目から１のコースより20単位以上修得 ・前記4要件を満たしたうえで、総合計62単位以上修得			

［別表１］（歯科衛生学科）

区分			授業科目	単位 必修	単位 選択	備考
共通教育科目		人文・社会・自然・保健体育	フォーラムＡ	1		
			フォーラムＢ	1		
			基礎数学		2	
			日本史		2	
			人権の歴史		2	
			家族の法律		2	
			健康スポーツ		1	
			食と健康		2	
			健康心理学		2	
			ストレスマネジメント演習		2	
専門教育科目	基礎分野	科学的思考の基礎	生物学	2		
			化学	2		
		人間と生活	基礎英語	1		
			コンピュータ演習	1		
			心理学	2		
			医療倫理学	2		
			ダンスセラピー演習	1		
	専門基礎分野	人体（歯・口腔を除く。）の構造と機能	解剖学	2		
			栄養学	2		
			組織発生学	2		
		歯・口腔の構造と機能	生理学	2		
			生化学	2		
			口腔解剖学	2		
		疾病の成り立ち及び回復過程の促進	病理学	2		
			薬理学	2		
			微生物学	2		
		歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	衛生学	2		
			口腔衛生学	2		
			公衆衛生学	2		
			社会福祉論	2		
	専門分野	歯科衛生士概論	歯科衛生士概論	2		
		臨床歯科医学	臨床歯科医学	1		
			歯科保存学	1		
			歯科補綴学	1		
			小児歯科学	1		
			矯正歯科学	1		
			高齢者・障がい者歯科学	1		
			口腔外科学	1		
			歯周病学	1		
		歯科予防処置論	歯科予防処置論	2		
			歯科予防処置Ⅰ	2		
			歯科予防処置Ⅱ	2		
			歯科予防処置Ⅲ	2		
		歯科保健指導論	口腔保健指導論	2		
			歯科保健指導Ⅰ	1		
			歯科保健指導Ⅱ	2		
			歯科保健指導Ⅲ	2		

［別表１］（歯科衛生学科）

区分			授業科目	単位 必修	単位 選択	備考
専門教育科目	専門分野	歯科診療補助論	歯科診療補助論	2		
			歯科診療補助Ⅰ	2		
			歯科診療補助Ⅱ	2		
			歯科診療補助Ⅲ	2		
			歯科放射線・臨床検査学	1		
		臨地実習（臨床実習を含む。）	基礎実習	1		
			臨床臨地実習Ⅰ	12		
			臨床臨地実習Ⅱ	4		
			地域歯科保健実習Ⅰ	2		
			地域歯科保健実習Ⅱ	1		
	選択必修分野		介護技術の基礎		2	
			生命科学		2	
			医療英語		1	
			看護学概論		2	
			医療業界と保険制度		2	
			カルテ管理と会計		2	
			医療事務と情報管理		2	
			口腔保健管理法		2	
			医療・介護多職種連携		1	
			ゼミナール	2		
卒業要件			・基礎分野11単位、専門基礎分野26単位、専門分野54単位、選択必修分野7単位以上、共通教育科目6単位以上を含み合計104単位以上修得すること。 ・他学科において開設されている指定の授業科目から10単位を上限として卒業要件単位に含めることができる。			

［別表2］

種別	ライフデザイン総合学科（修業年限2年）		歯科衛生学科（修業年限3年）	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期
入　学　金	250,000円	―	200,000円	―
授　業　料	360,000円	360,000円	375,000円	375,000円
施設設備費	115,000円	115,000円	120,000円	120,000円
実　習　費	20,000円	20,000円	100,000円	100,000円
合　計	745,000円 （入学時納入額）	495,000円	795,000円 （入学時納入額）	595,000円
年　額	1,240,000円		1,390,000円	

種別	ライフデザイン総合学科　長期履修生（修業年限3年）	
	春学期	秋学期 （2年目以降も同額）
入　学　金	250,000円	―
授　業　料	240,000円	240,000円
施設設備費	―	92,000円
実　習　費	―	16,000円
合　計	490,000円 （入学時納入額）	348,000円
年　額	838,000円	

休学中の在籍料

種別	春学期	秋学期
在籍料	60,000円	60,000円

変更事項を記載した書類(大手前短期大学)

１．変更の事由

・ライフデザイン総合学科の入学定員を減じる届出をするため。
・歯科衛生学科を新たに設置するため。(令和元年 9 月 6 日認可)

２．変更点

・(第 3 条)ライフデザイン総合学科の定員を変更し、歯科衛生学科を追加した。
・(第 3 条の 2)歯科衛生学科の養成する人材等を追加した。
・(第 4 条)歯科衛生学科の就業年限を修正した。
・(第 19 条)科目区分に係る字句を修正した。
・(第 20 条の 2)歯科衛生学科の上限単位数を追加した。
・(第 24 条)歯科衛生学科の卒業要件を追加した。
・(第 25 条)就業年限に係る字句を修正した。
・(第 26 条)歯科衛生学科の学位及びライフデザイン総合学科の学位の種類を追加した。
・(第 28 条)歯科衛生学科の取得できる資格を追加した。
・(第 28 条の 2)職業に関する称号の取得に必要な要件を追加した。
・(第 28 条の 3)歯科衛生士国家試験受験資格の取得に必要な要件を追加した。
・(第 29 条)歯科衛生学科の上限単位数を追加した。
・(第 30 条)歯科衛生学科の上限単位数を追加した。
・(第 31 条)歯科衛生学科の上限単位数を追加した。
・(第 39 条)本学に置く職員を修正した。
・(第 40 条)教授会の構成員を追加した。
・(附則)施行日等を追加した。
・(別表 1)歯科衛生学科の教育課程を追加した。
・(別表 2)歯科衛生学科の学費を追加した。

以上

大手前短期大学学則新旧対照表

____は、改正箇所　　（令和２年４月１日改正）

<table>
<tr><th>令和２年度（改正案）</th><th>平成 31 年度</th></tr>
<tr><td>（学科及び学生定員）
第３条　本学において設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。
<table><tr><th>学　科</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr><tr><td>ライフデザイン総合学科</td><td>１５０人</td><td>３００人</td></tr><tr><td>歯科衛生学科</td><td>７０人</td><td>２１０人</td></tr></table></td><td>（学科及び学生定員）
第３条　本学において設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。
<table><tr><th>学　科</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr><tr><td>ライフデザイン総合学科</td><td>２００人</td><td>４００人</td></tr></table>〔表１行追加〕</td></tr>
<tr><td>（養成する人材等）
第３条の２　本学各学科における養成する人材等は、次のとおりとする。</td><td>（養成する人材等）
第３条の２　ライフデザイン総合学科は多様な領域を教育研究の対象とし、現代の社会をよりよく生きるための実務的教養を学修し、なりたい自分になるための人生設計と自律的行動のできる人材を養成することを目的とする。</td></tr>
<tr><td>（１）ライフデザイン総合学科は、多様な領域を教育研究の対象とし、現代の社会をよりよく生きるための実務的教養を学修し、なりたい自分になるための人生設計と自律的行動のできる人材を養成することを目的とする。</td><td>〔追加〕</td></tr>
<tr><td>（２）歯科衛生学科は、歯科衛生士の業務に確実に対応できる専門的知識の修得と併せ、幅広い視野から健康を捉え、口腔ケアのための確かな技術とヒューマン・ケア能力を身につけた歯科衛生の専門家を養成することを目的とする。</td><td>〔追加〕</td></tr>
<tr><td>（修業年限）
第４条　本学の修業年限は、ライフデザイン総合学科は２年、歯科衛生学科は３年とする。
２　ライフデザイン総合学科の学生は４年、歯科衛生学科の学生は６年を超えて在学することはできない。
３　ライフデザイン総合学科では、前２項の修業年限及び在学年限を超えて在学し、単位を修得し卒業する者を長期履修生とする。長期履修生に関する修業年限は３年とし、在学年限については６年以内とする。その他、長期履修生に関して必要な事項は、別に定める。</td><td>（修業年限）
第４条　本学の修業年限は２年とする。
２　学生は４年を超えて在学することはできない。
３　上記修業年限及び在学年限を超えて在学し、単位を修得し卒業する者を長期履修生とする。長期履修生に関する修業年限は３年とし、在学年限については６年以内とする。その他、長期履修生に関して必要な事項は、別に定める。</td></tr>
<tr><td>（授業科目及び単位数）
第１９条　授業科目は、共通教育科目及び専門教育科目に区分する。</td><td>（授業科目及び単位数）
第１９条　授業科目は、共通教育科目、専門教育科目に分け、２学年に配当する。</td></tr>
<tr><td>（授業の方法）
第２０条の２
３　前項の授業の方法により、修得する単位数は、</td><td>（授業の方法）
第２０条の２
３　前項の授業の方法により、修得する単位数は３</td></tr>
</table>

ライフデザイン総合学科については３０単位、歯科衛生学科については４６単位を超えないものとする。

０単位を超えないものとする。

（卒業の要件）

第２４条　卒業するためには、ライフデザイン総合学科の学生は２年以上在学し、別表１に掲げる授業科目の中から、同表に定める履修方法に従い、６２単位以上を修得し、歯科衛生学科の学生は３年以上在学し、別表１に掲げる授業科目の中から、同表に定める履修方法に従い、１０４単位以上を修得しなければならない。

（卒業の要件）

第２４条　卒業するためには、本学に２年以上在学し、別表１に掲げる授業科目の中から、同表に定める履修方法に従い、６２単位以上を修得しなければならない。

（卒　業）

第２５条　第４条に定める修業年限以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位を修得した者については、教授会の議を経て卒業を認定する。

（卒　業）

第２５条　本学に２年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位を修得した者については、教授会の議を経て卒業を認定する。

（学　位）

第２６条　前条により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

２　前項に定める学位の種類は、次のとおりする。

学　科	学　位
ライフデザイン総合学科	短期大学士（ライフデザイン）
歯科衛生学科	短期大学士（歯科衛生学）

（学　位）

第２６条　前条により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

〔追加〕

〔表追加〕

（資格の取得）

第２８条　本学において取得できる職業に関する称号及び資格の種類は、次のとおりとする。

〔第２項削除〕

学　科	取得できる職業に関する称号及び資格
ライフデザイン総合学科	ビジネス実務士 プレゼンテーション実務士 情報処理士
歯科衛生学科	歯科衛生士国家試験受験資格

（資格の取得）

第２８条　本学において、職業に関する称号を得ようとする者は、それぞれの称号認定課程所定の科目の単位を修得しなければならない。

２　本学において修得できる職業に関する称号の種類は、次のとおりとする。

学　科	修得できる職業に関する称号
ライフデザイン総合学科	ビジネス実務士 プレゼンテーション実務士 情報処理士

〔表１行追加〕

（職業に関する称号）

第２８条の２　本学において、職業に関する称号を得ようとする者は、それぞれの称号認定課程所定の科目の単位を修得しなければならない。

〔新設〕

（歯科衛生士国家試験受験資格）

第２８条の３　歯科衛生士国家試験の受験資格を得ようとする者は、第２４条に定める卒業の要件を充足するとともに、歯科衛生士法に基づく歯科

〔新設〕

衛生士学校養成所指定規則に定める単位を修得しなければならない。	
（他の短期大学又は大学における授業科目の履修等） **第２９条**　本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学前及び入学後に他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を合わせて、ライフデザイン総合学科については３０単位、歯科衛生学科については４６単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。	（他の短期大学又は大学における授業科目の履修等） **第２９条**　本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学前及び入学後に他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を合わせて３０単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
（短期大学又は大学以外の教育施設等における学修） **第３０条** ２　前項により与えることのできる単位数は、前条により修得したものとみなす単位数と合わせて、ライフデザイン総合学科については３０単位、歯科衛生学科については４６単位を超えないものとする。	（短期大学又は大学以外の教育施設等における学修） **第３０条** ２　前項により与えることのできる単位数は、前条により修得したものとみなす単位数と合わせて３０単位を超えないものとする。
（入学前の既修得単位の認定） **第３１条** ３　前２項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第２９条第１項及び第３０条第１項と合わせて、ライフデザイン総合学科については３０単位、歯科衛生学科については４６単位を超えないものとする。	（入学前の既修得単位の認定） **第３１条** ３　前２項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第２９条第１項及び第３０条第１項と合わせて３０単位を超えないものとする。
（職　員） **第３９条**　本学に次の職員を置く。 （２）教授、准教授、講師、助教、助手（教育）、教務職員	（職　員） **第３９条**　本学に次の職員を置く。 （２）教授、准教授、講師、助教、助手、教務職員
（構　成） **第４０条**　本学に教授会を置く。 ３　教授会には、助教及び助手（教育）を加えることができる。	（構　成） **第４０条**　本学に教授会を置く。 ３　教授会には、助教を加えることができる。
附　則 １　この学則は、令和２年４月１日から施行する。ただし、別表１及び別表２の規定は、平成３１年度以前の入学者については、なお従前の例による。 ２　前項ただし書の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、別表１に掲げる授業科目を平成３１年度以前の入学者に履修させることができる。	〔附則追加〕

［別表１］（歯科衛生学科）

令和2年度（改正案）						
区分			授業科目	単位		備考
				必修	選択	
共通教育科目		人文・社会・自然・保健体育	フォーラムＡ	1		
			フォーラムＢ	1		
			基礎数学		2	
			日本史		2	
			人権の歴史		2	
			家族の法律		2	
			健康スポーツ		1	
			食と健康		2	
			健康心理学		2	
			ストレスマネジメント演習		2	
専門教育科目	基礎分野	科学的思考の基礎	生物学	2		
			化学	2		
		人間と生活	基礎英語	1		
			コンピュータ演習	1		
			心理学	2		
			医療倫理学	2		
			ダンスセラピー演習	1		
	専門基礎分野	人体（歯・口腔を除く。）の構造と機能	解剖学	2		
			栄養学	2		
			組織発生学	2		
		歯・口腔の構造と機能	生理学	2		
			生化学	2		
			口腔解剖学	2		
		疾病の成り立ちと回復過程の促進	病理学	2		
			薬理学	2		
			微生物学	2		
		歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	衛生学	2		
			口腔衛生学	2		
			公衆衛生学	2		
			社会福祉論	2		
	専門分野	歯科衛生士概論	歯科衛生士概論	2		
		臨床歯科医学	臨床歯科医学	1		
			歯科保存学	1		
			歯科補綴学	1		
			小児歯科学	1		
			矯正歯科学	1		
			高齢者・障がい者歯科学	1		
			口腔外科学	1		
			歯周病学	1		
		歯科予防処置論	歯科予防処置論	2		
			歯科予防処置Ⅰ	2		
			歯科予防処置Ⅱ	2		
			歯科予防処置Ⅲ	2		
		歯科保健指導論	口腔保健指導論	2		
			歯科保健指導Ⅰ	1		
			歯科保健指導Ⅱ	2		
			歯科保健指導Ⅲ	2		

［別表１］（歯科衛生学科）

令和2年度（改正案）						
区分			授業科目	単位		備考
				必修	選択	
専門教育科目	専門分野	歯科診療補助論	歯科診療補助論	2		
			歯科診療補助Ⅰ	2		
			歯科診療補助Ⅱ	2		
			歯科診療補助Ⅲ	2		
			歯科放射線・臨床検査学	1		
		臨地実習（臨床実習を含む。）	基礎実習	1		
			臨床臨地実習Ⅰ	12		
			臨床臨地実習Ⅱ	4		
			地域歯科保健実習Ⅰ	2		
			地域歯科保健実習Ⅱ	1		
	選択必修分野		介護技術の基礎		2	
			生命科学		2	
			医療英語		1	
			看護学概論		2	
			医療業界と保険制度		2	
			カルテ管理と会計		2	
			医療事務と情報管理		2	
			口腔保健管理法		2	
			医療・介護多職種連携		1	
			ゼミナール	2		
卒業要件			・基礎分野11単位、専門基礎分野26単位、専門分野54単位、選択必修分野7単位以上、共通教育科目6単位以上を含み合計104単位以上修得すること。 ・他学科において開設されている指定の授業科目から10単位を上限として卒業要件単位に含めることができる。			

［別表２］

___は、改正箇所

（平成32年4月1日改正）

令和2年度（改正案）

種別	ライフデザイン総合学科(修業年限2年)		歯科衛生学科(修業年限3年)	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期
入　学　金	250,000円	―	200,000円	―
授　業　料	360,000円	360,000円	375,000円	375,000円
施設設備費	115,000円	115,000円	120,000円	120,000円
実　習　費	20,000円	20,000円	100,000円	100,000円
合　計	745,000円 (入学時納入額)	495,000円	795,000円 (入学時納入額)	595,000円
年　額	1,240,000円		1,390,000円	

種別	ライフデザイン総合学科　長期履修生(修業年限3年)	
	春学期	秋学期
入　学　金	250,000円	―
授　業　料	240,000円	240,000円
施設設備費	―	92,000円
実　習　費	―	16,000円
合　計	490,000円 (入学時納入額)	348,000円
年　額	838,000円	

休学中の在籍料

種別	春学期	秋学期
在籍料	60,000円	60,000円

平成31年度

種別	ライフデザイン総合学科(修業年限2年)		
	春学期	秋学期	
入　学　金	250,000円	―	〔表追加〕
授　業　料	360,000円	360,000円	
施設設備費	115,000円	115,000円	
実　習　費	20,000円	20,000円	
合　計	745,000円 (入学時納入額)	495,000円	
年　額	1,240,000円		

種別	ライフデザイン総合学科　長期履修生(修業年限3年)	
	春学期	秋学期
入　学　金	250,000円	―
授　業　料	240,000円	240,000円
施設設備費	―	92,000円
実　習　費	―	16,000円
合　計	490,000円 (入学時納入額)	348,000円
年　額	838,000円	

休学中の在籍料

種別	春学期	秋学期
在籍料	60,000円	60,000円